建設事業の評価について

(意見具申)

令和７年１月２７日

大阪府建設事業評価審議会

1　令和６年度の審議

（１）審議の経過

令和６年度に提示された事前評価案件２件及び再評価（再々評価）案件３件について、大阪府建設事業評価審議会規則第６条に則り、第４回から第７回の都市整備部会（以下部会）において対応方針（原案）について審議を行い、部会の審議の決議をもって大阪府建設事業評価審議会（以下審議会）の決議とした。

（２）審議対象の基準

審議対象基準は、４ページのとおりである。

（３）開催状況

部会の開催状況は、５ページのとおりである。

2　審議結果

各事業の詳細な審議内容については、府のホームページの令和６年度各開催回の説明資料と議事概要等を参照されたい。

資料及び議事概要等については、以下の府のホームページに掲載している。

（https://www.pref.osaka.lg.jp/o130020/jigyokanri/enjihyoukabukai_r6/index.html）

なお、府の対応方針（原案）の定義は、３ページのとおりである。

（１）事前評価

次表に記載の２事業について審議を行った。その結果、府の対応方針（原案）は、部会に提出された資料と説明の範囲において適切であると判断した。

対象事業と府の対応方針（原案）

事　業　名	府の対応方針（原案）
【道路交通安全事業】	
① 一般府道交野久御山線歩道整備事業	事業実施
② 一般府道萩谷西五百住線歩道整備事業	事業実施

（２）再（再々）評価

次表に記載の３事業について審議を行った。その結果、府の対応方針（原案）は、部会に提出された資料と説明の範囲において適切であると判断した。

対象事業と府の対応方針（原案）

事　業　名	府の対応方針（原案）
【道路交通安全事業】	
③ 一般府道郡戸大堀線歩道整備事業	事業継続
【公園事業】	
④ 久宝寺緑地整備事業	事業継続
【道路事業】	
⑤ 国道 170 号・高槻東道路道路改良事業	事業継続

3　付帯意見

審議対象事業のうち１件の事業について、特に今後の事業実施に留意すべき事項として意見を付した。

【⑤ 国道 170 号・高槻東道路道路改良事業】

〔審議結果と付帯意見〕

当該事業については、評価調書に記載されている評価の視点のうち、特に「事業の必要性等に関する視点（上位計画における位置づけや費用便益分析等）」、「事業の進捗の見込みの視点」について、関連事業であり密接に関わりのある枚方高槻線の補足説明もいただきながら審議を積み重ねた。

事業期間を延伸されるとのことではあるが、前回評価時の付帯意見をふまえて地域住民との対話を重ねながら、合意形成に向けた取組が進められていること、事業の効果も見込まれることから、対応方針（原案）どおり「事業継続」とすることに異論はない。

ただし、今後も関連事業を含む事業内容について、地域住民に対する丁寧な説明などコミュニケーションを十分に図ることを前提として、事業効果の早期発現のため着実に事業を進めることを求める。

府の対応方針（原案）の定義

府の対応方針（原案）	定　　義
事業実施	事業を実施するもの
事業継続	事業を継続するもの
事業一部再開	前回審議において、府の対応方針（原案）を「事業一部休止」としていたが、再開する準備が整ったため、事業全体として継続するもの
事業一部休止	事業全体としては継続するが、一部について休止し、休止部分については一定期間後に再開等について見直しを行うもの
事業一部中止	事業全体としては継続するが、一部を中止するもの
事業再開	前回審議において、府の対応方針（原案）を「事業休止」としていたが、再開する準備が整ったため、事業を継続するもの
事業休止	事業を休止し、一定期間後に再開等について見直しを行うもの
事業休止の継続	「事業休止」を継続するもの
事業中止	事業を中止するもの

大阪府建設事業評価審議会の審議対象基準

類型	対象基準	評価の視点
事前評価	要綱第３条(１)に掲げる事業のうち、知事が特に必要と認める事業（同第７条第１項第２号）	・上位計画等の位置付け ・優先度 ・事業を巡る社会経済情勢 ・事業効果の定量的分析 （費用便益分析等） ・事業効果の定性的分析 ・自然環境等への影響と対策 ・代替案との比較検討　など
再評価 ・ 再々評価	府等が実施する総事業費 10 億円以上の建設事業のうち、次のいずれかに該当する事業（ただし、(※) に該当する事業は審議対象から除くことができる） (1)着工準備採択の年度を起点として５年を経過した時点で事業採択に至らない事業 (2)事業採択の年度を起点として５年を経過した時点で未着工の事業 (3)事業採択の年度を起点として 10 年を経過した時点で継続中の事業 (4)再評価実施後５年（下水道事業にあっては 10 年）を経過した時点で継続中又は未着工の事業 (5)事業計画又は総事業費の大幅な変更、社会経済情勢の急激な変化等により評価の必要が生じた事業 〔事業計画又は総事業費の大幅な変更〕 ①事業を中止、休止（休止後の再開を含む）する場合 ②総事業費が３割以上（総事業費が 10 億円未満の事業は３億円以上）増減する場合 ③その他、事業計画を大きく変更する場合 (※) 1)事業内容等から代替案の検討が困難な事業 2)評価時点における進捗率が高い事業として、次のいずれかに該当する事業 (ｱ)事業費による工事進捗率が 80%以上の事業 (ｲ)翌年度に完了予定の事業	・事業の進捗状況 ・事業を巡る社会経済情勢の変化 ・事業効果の定量的分析 （費用便益分析等） ・事業効果の定性的分析 ・自然環境等への影響と対策 など

令和６年度　開催状況

年　月　日	開　催　内　容
令和６年５月 14 日	第１回 事業概要説明及び審議 大阪モノレール延伸事業 （門真市新橋町から東大阪市若江西新町）
令和６年６月３日	第２回 前回課題の追加説明 大阪モノレール延伸事業 （門真市新橋町から東大阪市若江西新町）
令和６年７月 24 日	第３回 前回課題の追加説明 大阪モノレール延伸事業 （門真市新橋町から東大阪市若江西新町） 府民意見等の募集結果(第１回) 意見具申(案)の審議
令和６年 10 月 10 日	第４回 事業概要説明及び審議 一般府道交野久御山線歩道整備事業 一般府道萩谷西五百住線歩道整備事業 一般府道郡戸大堀線歩道整備事業 久宝寺緑地整備事業
令和６年 10 月 31 日	第５回 事業概要説明及び審議 国道 170 号・高槻東道路道路改良事業 都市計画道路茨木寝屋川線街路事業
令和６年 11 月 25 日	第６回 前回課題の追加説明 国道 170 号・高槻東道路道路改良事業
令和７年１月 27 日	第７回 前回課題の追加説明 国道 170 号・高槻東道路道路改良事業 府民意見等の募集結果(第２回、第３回、第４回) 意見具申(案)の審議

令和６年度　大阪府建設事業評価審議会　委員名簿

	あらき　おさむ 荒木　修	関西大学　法学部　教授
◎	うちだ　たかし 内田　敬	大阪公立大学大学院　工学研究科　教授
○	おたざわ　としもり 織田澤　利守	神戸大学大学院　工学研究科　教授
	こやま　しんや 兒山　真也	兵庫県立大学　国際商経学部　教授
	たかはし　しょうじ 高橋　翔志	弁護士
	なかいそ　あゆみ 中礒　亜由美	公認会計士
	よこやま 横山　あおい	有限会社エイライン　代表

（敬称略・50 音順）◎：会長　○：会長代理

令和６年度　大阪府建設事業評価審議会　都市整備部会　委員名簿

	あらき　おさむ 荒木　修	関西大学　法学部　教授
◎	うちだ　たかし 内田　敬	大阪公立大学大学院　工学研究科　教授
○	おたざわ　としもり 織田澤　利守	神戸大学大学院　工学研究科　教授
	こやま　しんや 兒山　真也	兵庫県立大学　国際商経学部　教授
	たかはし　しょうじ 高橋　翔志	弁護士
	なかいそ　あゆみ 中礒　亜由美	公認会計士
	よこやま 横山　あおい	有限会社エイライン　代表

（敬称略・50 音順）◎：部会長　○：部会長代理

審議会の審議概要等の資料については、府のホームページに掲載しています。
（https://www.pref.osaka.lg.jp/o130020/jigyokanri/enjihyoukabukai_r6/index.html）
また、府政情報センター、事務局（都市整備部事業調整室事業企画課）に備え付けています。